

事 務 連 絡  
平成20年10月1日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について  
(ニュージーランド産アスパラガス)

標記については、平成20年3月31日付け事務連絡によりお知らせしたところですが、今般、ニュージーランドにおいて登録輸出業者の見直しが行われたことから、同事務連絡の別添1の2の別表18を別紙のとおり改正しますので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく申し上げます。